

# 皆さんご存知ですか?



## 2004年4月(予定)の法人化に伴い労使関係は大幅に変わります

国家公務員法と人事院規則による規制から、労働基準法をはじめとする労働法規による規制へと移行します。具体的には、国家公務員法や人事院規則で一律に定められていた労働条件や待遇を、事業所(大学)ごとに独自に(労働法規に沿って)決められることとなります。独自に決められることとなりますが、いったい誰が決めるのでしょうか?

### \* 就業規則 < 労使協定 < 労働協約

2004年の4月1日に大学の使用者(大学当局)は<就業規則>を作成し、最寄りの労働基準監督署に<過半数労働者代表又は過半数組合代表>の意見を添えて提出しなければなりません。就業規則とは、私たちが大学で働いていく時の労働条件を事細かに決めたものです。例えば、勤務時間を朝8時半から夕方5時までとするとか、有給休暇を何日にするとか、退職手当をどうするとかといったものです。労働条件は就業規則と個別労働契約で決定されますが、法律で定める最低基準を割る場合は無効となり、法定基準に従うこととなります。法定基準の例外となる時間外労働・休日労働などは、使用者と過半数労働者代表又は過半数組合代表との間で<労使協定>が結ばれないと実施出来ません。

### \* 過半数組合・過半数労働者代表

労使協定は就業規則の例外規定です。<労働協約>は労使協定に優先されます。労働協約は使用者と労働組合が結ぶものです。過半数の組合または過半数の労働者代表とて結ぶ労使協定の中身は、大学に働く全構成員がその対象となります。また、労働協約は就業規則よりも有利ですから、全構成員に影響を与えます。

組合員であるメリットがなかなか見えにくかった国家公務員の時代とは明らかに違います。過半数の組合であればさらに明らかになるでしょう。皆さん組合に入りましょう。

# 過半数を構成して労働協約を結ぼう



## \* 組合加入を呼びかけます

2004年4月1日の時点で少なくとも就業規則が作成され、時間外労働または休日労働に関する労使協定(労働基準法36条に基づくので「三六協定」と呼ばれます)が結ばれている必要があります。これが無いと、使用者は労働者に残業や休日に労働をさせることが出来なくなります。使用者は残業命令が出せませんし、労働者はただ働きになります。私たちは過半数を構成し、少なくとも現在の労働条件を就業規則に反映させて行きたいと考えています。文科省が難型的な就業規則案を出すことはありません。法人化はある意味で大学間での「競争」が前提ですから、より悪い労働条件になる可能性が大いにあります。国家公務員法や人事院規則で決められていた労働条件を、これからは私たち自身が決めていくこととなります。

**組合に加入して自らの労働条件を決めて行きましょう。**

## 国立大学法人関連6法案の審議が進んで、非公務員型法人になると・・・

たとえば、勤務(労働)時間と定年は、本学の「就業規則」で決まります。

### <勤務(労働)時間>

現在の勤務(拘束)時間は、“休み”時間を含めて午前8時30分から午後5時まで、8時間30分です。“休み”時間は、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」(勤務時間法)に基づき、たとえば昼に(休憩時間15分+休憩時間30分+休憩時間15分を連続して)1時間です。法人になると、労働基準法(労基法)の適用により、労働時間が6時間を越える場合には休憩時間を45分にしなければなりません。

私たちは、たとえば現在適用されている(15分+15分)の休憩時間を振り向け、**勤務(拘束)時間(午前8時30分から午後5時まで)を変更しないことを要求します。**

大学執行部は、事前に労働基準監督署によく相談して下さい。対照として、非公務員型法人の就業規則(抜粋)を引用します。

独立行政法人経済産業研究所職員就業規則	独立行政法人国立青年の家職員就業規則
(所定勤務時間)第7条 職員の正規の勤務時間は、1週間について37時間30分とし、1日につき7時間30分とし、始業及び終業、休憩時間は次のとおりとする。ただし、業務上必要がある場合は、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、これを変更できる。	(所定勤務時間)第40条 職員の1週間の所定勤務時間は、1週間当り40時間以内とする。1日の所定勤務時間は、8時間とする。
一 始業時間 午前9時00分	(始業、終業の時刻)第41条 職員の勤務の始業、終業の時刻は次のとおりとする。
二 終業時間 午後5時15分	一 始業午前8時30分
三 休憩時間 午後12時15分～午後1時	二 終業午後5時15分
	(休憩)第42条 職員の休憩時間は午後12時15分から午後1時までとする。

## 「全教員ポスト任期制」問題で文部科学省と会見

(アンダーライン等は引用者)

文部科学省	教授会で <u>自由闊達な立場から意見交換が行われる事はよい事ではないか</u> 。大学によって違う。その大学がどうされるかは、その意思決定のルールに従って判断されることである。
-------	---

全国大学高専教職員組合(全大教)は、昨年12月、本年2月に「任期制導入問題に関する緊急要望書」(別記資料)を提出し、文部科学省と3月6日に会見しました。会見の報告から抜粋します。

全大教：・・・「大学の教員等の任期に関する法律」(「任期」法)成立時の附帯決議では、身分保障が不安定にならないように、みだりに導入するものでないとしている。通知を出して、法の趣旨を各大学に周知されたい。・・・

文部科学省：「任期」法は、教員の流動性の向上により、活性化を図ることを目的としたものである。同時に身分にも十分に配慮し、身分尊重の規定がある。導入するか、どういう組織に導入するかは各大学の判断であり、本旨をふまえた上での導入をされるよう、趣旨について説明している。具体の照会があったときは、答えている。時機をとらえて周知を図りたい。

全大教：1997年に「任期」法が成立したあと、数年間は限定され、基本的に趣旨に沿って運用されてきた。ここ1~2年、無限定に広がっている。医学部を中心に現職のまま全員に導入している。・・・

文部科学省：「任期」法第4条第1号の要件は、教育研究分野の特性から、任期を付すという事になっている。大学は法の趣旨に沿って判断されていると思う。任期法の趣旨からありうることである。

全大教：・・・全体が先端的、学際的、総合的分野であるということは、学術研究の実態からいって、ありえないことである。・・・

文部科学省：数の多い少ないは関係ない。法の趣旨と、趣旨を大学でどう判断するかは別の事である。

全大教：COEプログラムの申請書類には、「任期制導入の有無」を記入することになっている。任期制導入を誘導しているものであることを否定できないのではないか。

文部科学省：COEのことは所管が違うので、答えることはできない。・・・

全大教：任用の際にしか、任期を付すことができないこととの関係は、どうなるのか。

文部科学省：本人の同意が得られない人には、任期を付さない。・・・

全大教：限定的にするということが、「任期」法の趣旨である。すべての教員に適用するというのは、「任期」法の国会審議からは出てこない。

文部科学省：制定の際、大学教員のすべてに導入するのではなく、限定的に導入する、1~3号に絞ったというのが、「限定的」の趣旨である。

全大教：身分を守るため、限定的に行うということであった。

文部科学省：すべての教員に広げることにはできないということである。現状は法律の範囲である。・・・いま機が熟して任期制の導入が図られるということである。

全大教：大学の問題であるから、無限定的でよいと言えるのか。また、「基礎的分野」があるから「先端的分野」等が存在するのであり、全教員が「先端分野」の職にあることは、理論上も実践上もまずあり得ないことである。・・・

文部科学省：教授会で自由闊達な立場から意見交換が行われることはよいことではないか。大学によって違う。その大学がどうされるかは、その意思決定のルールに従って判断されることである。・・・

2003年2月4日

文部科学大臣 遠山敦子 殿

全国大学高専教職員組合(人事院登録職員団体)  
中央執行委員長 糟谷憲一

任期制の導入問題に関する緊急要望書

1997年に「大学の教員等の任期に関する法律」(以下「任期」法)が制定され、同年8月から施行されています。その後一定期間、国立大学においては、一部の大学を除き、任期制の導入は限定されたものとなっていました。それは、次のような理由によるところが大きいと私たちは考えています。

第1に、「任期」法は、「公務員制度のもとにおける教職員の身分保障から限定的にすべきものとして、任期制法第4条の1~3と3つに限定した」旨を国会答弁で表明し、限定的任期制をその主旨としたものであることを明らかにしていること、また、同法第4条では、「教員を任用する場合において」前述の3つの職のいずれかに該当するときは、「任期を定めることができる。」としており、この職の限定を無視して全教員に任期をつけることは、「任期」法にも違反する行為であるからです。

第2に、衆参両院の付帯決議では、いずれもその第一項において「任期制の導入によって学問の自由及び大学の自治の尊重を担保している教員の身分保障の精神が損なわれることがないように充分配慮するとともに、いやしくも大学に対して、任期制の導入を当該大学の教育研究条件の整備支援の条件とする等の誘導等を行わないこと。」や「任期制の適用の対象や範囲、再任審査等において、その運用が恣意的にならないよう、本法の趣旨に添った制度の適正な運用確保されるよう努めること。」等を決議していることです。

しかし、最近医学系・理工系分野を中心に、部局の全教員に現職のポストのまま任期を付ける等の無限定な任期制を導入するという重大な動きが大学で広がりつつあります。

私たちは、このような無限定な任期制の導入が「任期」法の主旨や附帯決議に反するものであり、教員全体の身分が不安定となることに強い危惧の念を抱いています。

このことをふまえ、貴職におかれましては、下記について、特段の留意を払われるようお願いする次第です。

記

「大学の教員等の任期に関する法律」及びその制定の際の附帯決議等に反する無限定な任期制の導入が行われることのないよう、あらためて「任期」法の趣旨の周知等適切な措置をとること。

私たちは、評議会(次回3月20日)で「教員の65歳定年制と全教員ポスト任期制」についての最終報告が承認される前に、  
“自由闊達かつ透明な”検討が行われる必要があると考え、  
「第二次中間報告」に意見書を提出した学系(長)名、および意見書の内容を公表するよう要求します。